

| | |
|------|----------|
| 文書番号 | イクル-26 |
| 版番号 | 12版 |
| 発効日 | 2013.5.1 |
| 改正日 | 2025.5.1 |

社会福祉法人綜合施設美吉野園

(美吉野園居宅介護支援センター)

運 営 規 程

社会福祉法人綜合施設

美 吉 野 園

| | | |
|----|----|----|
| 承認 | 確認 | 作成 |
| | | |

| | |
|-----------------------------|---|
| 第1章 事業の目的と運営方針 | 3 |
| (事業の目的) | 3 |
| (運営の方針) | 3 |
| (事業所の名称等) | 3 |
| 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容 | 3 |
| (職員の職種、員数及び職務内容) | 3 |
| 第3章 営業日及び営業時間 | 3 |
| (営業日及び営業時間) | 3 |
| 第4章 同意と契約 | 4 |
| (内容及び手続きの説明並びに同意及び契約) | 4 |
| (受給資格等の確認) | 4 |
| 第5章 サービスの提供 | 4 |
| (指定居宅介護支援事業の提供方法及び内容) | 4 |
| (サービスの取り扱い方針) | 4 |
| (通常の事業の実施地域) | 5 |
| (利用料及びその他の費用) | 5 |
| 第6章 授業者の服務規程と質の確保 | 5 |
| (職員の服務規程) | 5 |
| (職員の質の確保) | 5 |
| (個人情報の保護) | 5 |
| 第7章 その他 | 6 |
| (勤務体制等) | 6 |
| (記録の整備) | 6 |
| (苦情処理) | 6 |
| (差別解消) | 6 |
| (虐待防止) | 6 |
| (身体拘束等の適正化) | 6 |
| (ハラスメント) | 6 |
| (感染症や災害への対応) | 7 |
| (定めない事項) | 7 |

第1章 事業の目的と運営方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人綜合施設美吉野園が開設する、美吉野園居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従業者等（以下「職員」という。）が要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という）に対し、適切な居宅介護支援（以下、「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、介護保険法等の主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 美吉野園居宅介護支援センター
- (2) 所在地 奈良県吉野郡大淀町下渕 887-2 番地 桜ヶ丘コーポ

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 主任介護支援専門員 1名以上
居宅介護支援の提供及び介護支援専門員への助言・指導を行う。
- (3) 介護支援専門員 1名以上
居宅介護支援の提供を行う。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 毎日
但し、12月29日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで。
24時間連絡体制を確保している。

第4章 同意と契約

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第6条 事業者及び職員は、サービスの提供の開始に際しては、予め利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得た上で契約書を締結する。

(受給資格等の確認)

第7条 事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

第5章 サービスの提供

(指定居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第8条 指定居宅介護支援事業の提供方法及び内容は、次のとおり。

- (1) 要介護認定等の要介護認定等の申請に係る援助を行う。
- (2) 相談等を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等、利用者が希望する場所とします。
- (3) 居宅介護サービス計画又は居宅支援サービス計画の作成と実施状況を把握する。
- (4) 利用者の心身の状況、住環境、家族の状況など居宅介護支援に必要な課題を分析する。
- (5) 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態になることを予防するための支援を行う。
- (6) サービス担当者会議等は、原則として、利用者の自宅を訪問して実施する。
- (7) 指定居宅サービス事業所及び介護保険施設等への紹介、その他の便宜を提供する。

(サービスの取り扱い方針)

第9条 事業者及び職員は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等に応じて、適切な処置を行う。

- 2 事業者及び職員は、サービスを提供するに当たって、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮する。
- 3 事業者及び職員は、介護支援専門員等がサービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 4 事業者及び職員は、居宅サービス計画の作成に当たってのサービス事業者の選択について、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行う。
- 5 事業者及び職員は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は奈良県吉野郡大淀町とする。

(利用料及びその他の費用)

第 11 条 居宅介護支援サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 基本料金

(別紙参照)

- (1) 事業者は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- (2) 通常の事業実施地域を越えた地点から、居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。1km毎 30円
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けるものとします。

第6章 従業者の服務規程と質の確保

(職員の服務規程)

第 12 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

- (1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(職員の質の確保)

第 13 条 事業所の職員の質的向上をはかるための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年 2 回

(個人情報の保護)

第 14 条 事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業者は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

第7章 その他

(勤務体制等)

第 15 条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定める。

2 職員の資質向上のための研修の機会を設ける。

3 職員は、身分を証する書類を携行し、訪問時又は必要に応じて提示する。

(記録の整備)

第 16 条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(苦情処理)

第 17 条 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置 や第三者委員を選任するなど必要な措置を講ずる。

2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、奈良県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、奈良県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

(差別解消)

第 18 条 事業者は利用者に対して不当な差別的取扱いをしないこと、また、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮に努めます。

(虐待防止)

第 19 条 事業者は、虐待防止に関する責任者の設置、委員会の開催、職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じます。

(身体拘束等の適正化)

第 20 条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び 時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

(ハラスメント)

第 21 条 事業者は、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策をおこないます。

2 利用者又はそのご家族等からのハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な

措置を講ずるものとする。

(感染症や災害への対応)

第 22 条 事業者は、感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みを図るため委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練などを行います

2 業務継続に向けた取り組みを図るため BCP 計画を作成、研修実施、訓練などを行います。

(定めのない事項)

第 23 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人綜合施設美吉野園理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

別紙

サービス利用料金

①基本料金

| 区分 (介護支援専門員1人当たりの利用者数) | 要介護1・2 | 要介護3～5 |
|-------------------------------|---------|---------|
| 居宅介護支援費（I） | | |
| 居宅介護支援費 i (45人未満の場合) | 10,860円 | 14,110円 |
| 居宅介護支援費 ii (40人以上60人未満の場合) | 5,440円 | 7,040円 |
| 居宅介護支援費 iii (60人以上の場合) | 3,260円 | 4,220円 |
| 居宅介護支援費（II） | | |
| 居宅介護支援費 i (50人未満の場合) | 10,860円 | 14,110円 |
| 居宅介護支援費 ii (50人以上60人未満の場合) | 5,270円 | 6,830円 |
| 居宅介護支援費 iii (60人以上の場合) | 3,160円 | 4,100円 |

②加算

| 加算の種類 | 要件 | 利用料 |
|-----------|--|-----------------|
| 初回加算 | 新規に居宅サービス計画を作成した場合 | 1月につき 3,000円 |
| 特定事業所加算 I | (1) 常勤・専従の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。 (2) 常勤・専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。 (3) 利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 (4) 24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に応じる体制を確保している事。 (5) 算定日が属する月の利用者のうち、要介護状態区分 | 1月につき 5,190円 |

| | | |
|----------|---|-----------------|
| | <p>が要介護3～5の者の占める割合が40%以上あること。</p> <p>(6) 指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。</p> <p>(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、指定居宅支援を提供していること。</p> <p>(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。</p> <p>(9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。</p> <p>(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満）であること。</p> <p>(11) 介護保険法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。</p> <p>(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。</p> <p>(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</p> | |
| 特定事業所加算Ⅱ | <p>(1) 特定事業所加算（Ⅰ）の算定要件</p> <p>(3) (4) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) の基準に適合していること。</p> <p>(2) 常勤・専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。</p> <p>(3) 常勤・専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。</p> | 1月につき 4,210円 |
| 特定事業所加算Ⅲ | <p>(1) 特定事業所加算（Ⅰ）の算定要件</p> <p>(3) (4) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) の基準に適合していること。</p> | 1月につき 3,230円 |

| | | |
|----------------|--|-----------------|
| | (2)常勤・専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。 (3)常勤・専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。 | |
| 特定事業所加算 A | (1)特定事業所加算(Ⅰ)の算定要件 (3)(4)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)の基準に適合していること。但し、(4)(6)(11)(12)については、他事業所との連携は可能。 (2)常勤・専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。 (3)常勤・専従の介護支援専門員を1名以上、非常勤・専従の介護支援専門員を1名以上配置していること。 (非常勤は、他事業所との兼務も可能) | 1月につき 1,140円 |
| 入院時情報連携 加算Ⅰ | 利用者が病院又は診療所に入院した当日に、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供了した場合 | 1月につき 2,500円 |
| 入院時情報連携 加算Ⅱ | 利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供了した場合 | 1月につき 2,000円 |
| 退院・退所加算 | (I)イ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により一回受けている場合 | 1回につき 4,500円 |
| | (I)ロ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けている場合 | 1回につき 6,000円 |
| | (II)イ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカファレンス以外の方法により2回以上受けている場合 | 1回につき 6,000円 |
| | (II)ロ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによる場合 | 1回につき 7,500円 |

| | | | |
|--------------------------------|-------|---|-------------------------|
| | (III) | 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる場合 | 1回につき 9,000円 |
| 通院時情報連携 加算 | | 利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合 | 1月につき 500円 |
| 緊急時等居宅カン ファレンス加算 | | 病院又は診療所の求めにより、病院等の医師又は看護師等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 | 1回につき 2,000円 |
| ターミナルケア マネジメント加算 | | 在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備しており、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合 | 1月につき 4,000円 |
| 特定事業所医療 介護連携加算 | | (1) 退院・退所加算に係る医療機関等との連携を年間35回以上であること。 (2)前々年度の3月から前年度2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定していること。 (3)特定事業所加算(I)から(III)又は(A)のいずれかを算定していること。 | 1月につき 1,250円 |
| 中山間地域等に居住 する者へのサービス 提供加算 | | 厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対し、運営規程に定める通常の事業の実施地域を越えて 指定居宅介護支援を行った場合に加算。 | 1月につき 基本料金の5%を 加算 |

| | | |
|-----------|---|------------------|
| 特定事業所集中減算 | 正当な理由なく、当該事業所において前6月間に作成されたケアプランに位置付けられた居宅サービスのうち、訪問介護サービス等について、特定の事業所によって提供されたものの占める割合が80%以上である場合に減算。ただし、当該事業所のケアプラン数が一定数以下である等の正当な理由がある場合を除く。 | 1月につき -2,000円 |
|-----------|---|------------------|